

## 虐待を受けている認識がなかった事例（小学校）

### 1 はじめに

児童虐待については、平成12年に、深刻化する児童虐待の予防及び対応方策とするために「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）が制定された。しかしそれ以降も、全国の児童相談所における相談対応件数は増加しており、県内においても深刻なケースが見られることから、発生予防から早期発見・早期対策への重点的な取組を一層進める必要がある。児童虐待防止法により、学校・児童福祉施設及び学校の教職員・児童福祉施設の職員には、虐待の早期発見の努力義務が、また発見者には通告の義務が課せられており、児童虐待が疑われる事案に対して、教職員・保育従事者一人一人が適切に対応できるよう、学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方等についての理解と認識を深めることが大切である。

### 2 研修プログラム

(1) テーマ 児童虐待への対応の流れや対応方法

(2) 研修のねらい

児童虐待が疑われる子どもを発見したときの学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方について理解を深める。

(3) 研修の流れ（75分）

時間	活動内容	留意点
導入 10分	1 本日の研修のねらいを確認する。	○ 本研修の趣旨説明をする。 ○ グループづくりを行い、進行係と記録係と発表係を決めるよう伝える。
展開 25分	2 〈ワークシート〉の事例について、具体的な対応の流れを考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。	
	3 記入した内容について、各グループで話し合う。	
	4 グループで話し合った内容を発表し、全体で共有する。	○ 学校園における対応の流れについて、全体で確認する。 ※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30.3）」の6ページ、11ページ参照

30分	<p>5 「在宅支援」と判断されたケースについて、支援や連携の仕方について考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。</p> <p>6 記入した内容について、各グループで話し合う。</p> <p>7 グループで話し合った内容を発表し、全体で共有する。</p>	<p>○ 「本人に対して」「保護者等に対して」「関係機関との連携」の三つの視点から考えさせる。</p>
まとめ 10分	<p>8 振り返りとまとめをする。</p>	<p>○ 研修を通して気付いたことや感じたこと等を〈ワークシート〉にまとめさせ、数人に発表させる。</p> <p>○ 虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、まず、同僚や管理職に相談し組織で対応すること、通告は支援の始まりであり、定期的に関係機関等と連絡を取り合うことが大切であることを押さえる。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容2を行う前に、教職員の実態に応じて、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30. 3）」の6ページや11ページを活用して、対応の流れについて、全体で確認するという流れも考えられる。</li> <li>・活動内容4の後、校内体制等について全体で確認するという流れも考えられる。</li> <li>・関係機関の職員を助言者として招き、適宜助言をいただくと効果的である。</li> </ul>	

## 〈ワークシート〉 虐待を受けている認識がなかった事例（小学校）

### 〈事例〉

本人（小6男子）と姉（中2）、両親の4人家族である。本人は明るく元気で活発であるが、自分の気に入らないことがあると他者に対して暴力を振るったり、精神的に不安定でイライラしている様子を見せたりすることがある。問題行動を起こしたとき、担任や母親の指導には素直に従えないことがあるが、父親に対しては従順であることから、本人の問題行動については、父親と連絡をとって対応していた。顔にあざをつくって登校することもあったが、日頃から、休憩時には、友だち同士で校舎内を走り回ったりプロレスごっこをしたり、また、放課後も、自転車を乗り回して遊んでおり、打ち身やすり傷などのケガが多く、あざの原因を尋ねても「遊んでいて打っただけ。全然痛くない」などと答えていた。

授業で、命の大切さについての学習をしたとき、休憩時間になって、本人が「親は子どもを叩いたりしたらいけんのよなあ」と聞いてきたことから、担任がさりげなく本人に確認したところ、叱られる際に父親から叩かれると話したため、担任は管理職に報告して、母親から事情を聞き、今後同様のことがあれば児童相談所に通告することを伝えた。

ある日、本人が万引きで警察に補導され、担任と母親で警察署に引き取りに行った。翌日、目の回りを紫色にはらして登校してきたので、担任が本人に事情を確認すると、父親からひどく殴られたことを認めた。

- 1 この事例に対して、どのように対応したらよいと考えますか。具体的な対応の流れを考えてみましょう。

- 2 この事例では、児童相談所へ通告することになりました。調査の結果、児童相談所は、父親からの虐待と判断し「在宅のままでの継続指導」を決定しました。また、虐待の理由として、本人の非行傾向に歯止めをかけるために、母親は父親の暴力に頼るところがあったこと、そして両親ともに、叱る際の暴力は「しつけ」だと考えていたことも分かりました。今後、学校が行う本人や保護者等に対する支援や関係機関との連携のあり方についてどんなことが考えられますか。また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを書いてみましょう。

※「在宅支援」について

市町村の子ども福祉担当課や児童相談所に通告があった子どもで虐待があると判断された子

どもの7～8割は、在宅のまま地域で支援を受けています。具体的には、来所や家庭訪問による面接、カウンセリングや医師による診察、関係機関による子どもの状態の見守り（経過観察）等です。

また、一時保護された子どもについても、その大半が在宅に戻って地域で支援を受けています。そうなれば、学校等への通学（園）が再開されます。

在宅で支援を行う場合、学校等は、市町村の要保護児童対策地域協議会の一員として、保護者や地域で子どもの暮らしを支えている支援者や関係機関と役割を分担し、協働しながら、子どもの支援を展開していく重要な役割を期待されています。

「教職員・保育従事者のための児童虐待の手引き（第二版）H30. 3）」より

#### 「本人に対して」

--

#### 「保護者等に対して」

--

#### 「関係機関との連携」

--

### 3 ふりかえろう

--

## 〈ワークシート〉（記入例）虐待を受けている認識がなかった事例（小学校）

### 〈事例〉

本人（小6男子）と姉（中2）、両親の4人家族である。本人は明るく元気で活発であるが、自分の気に入らないことがあると他者に対して暴力を振るったり、精神的に不安定でイライラしている様子を見せたりすることがある。問題行動を起こしたとき、担任や母親の指導には素直に従えないことがあるが、父親に対しては従順であることから、本人の問題行動については、父親と連絡をとって対応していた。顔にあざをつくって登校することもあったが、日頃から、休憩時間には、友だち同士で校舎内を走り回ったりプロレスごっこをしたり、また、放課後も、自転車を乗り回して遊んでおり、打ち身やすり傷などのケガが多く、あざの原因を尋ねても「遊んでいて打っただけ。全然痛くない」などと答えていた。

授業で、命の大切さについての学習をしたとき、休憩時間になって、本人が「親は子どもを叩いたりしたらいけんのよなあ」と聞いてきたことから、担任がさりげなく本人に確認したところ、叱られる際に父親から叩かれると話したため、担任は管理職に報告して、母親から事情を聞き、今後同様のことがあれば児童相談所に通告することを伝えた。

ある日、本人が万引きで警察に補導され、担任と母親で警察署に引き取りに行った。翌日、目の回りを紫色にはらして登校してきたので、担任が本人に事情を確認すると、父親からひどく殴られたことを認めた。

### 1 この事例に対して、どのように対応したらよいと考えますか。具体的な対応の流れを考えてみましょう。

記録をとる

- 同僚や管理職に相談する。
  - 校内組織会議を開く。（メンバー例：管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任、人権教育担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーターなど）  
→情報を集める。通告について検討する。初期対応について検討する。
  - 子どもに話を聞く。
  - 母親だけでなく父親とも話をする。
  - 姉の通う中学校に連絡をとり、情報収集に努める。 など
- ※記録の留意点等については、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30.3）」の20ページ参照

### 2 この事例では、児童相談所へ通告することになりました。調査の結果、児童相談所は、父親からの虐待と判断し「在宅のままでの継続指導」を決定しました。また、虐待の理由として、本人の非行傾向に歯止めをかけるために、母親は父親の暴力に頼るところがあったこと、そして両親ともに、叱る際の暴力は「しつけ」だと考えていたことも分かりました。今後、学校が行う本人や保護者等に対する支援や関係機関との連携のあり方についてどんなことが考えられますか。また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを書いてみましょう。

※「在宅支援」について

市町村の子ども福祉担当課や児童相談所に通告があった子どもで虐待があると判断された子

どもの7～8割は、在宅のまま地域で支援を受けています。具体的には、来所や家庭訪問による面接、カウンセリングや医師による診察、関係機関による子どもの状態の見守り（経過観察）等です。

また、一時保護された子どもについても、その大半が在宅に戻って地域で支援を受けています。そうなれば、学校等への通学（園）が再開されます。

在宅で支援を行う場合、学校等は、市町村の要保護児童対策地域協議会の一員として、保護者や地域で子どもの暮らしを支えている支援者や関係機関と役割を分担し、協働しながら、子どもの支援を展開していく重要な役割を期待されています。

「教職員・保育従事者のための児童虐待の手引き（第二版）（H30.3）」より

#### 「本人に対して」

- 毎日、丁寧に声掛けをして様子を把握する。
- 全教職員で見守る体制をつくる。
- 何でも話せるような信頼関係づくりに取り組む。
- 授業の中で自尊感情を高める取組やコミュニケーションの取り方を教える取組、暴力を防止するための取組を行う。
- 安心できる学校の居場所づくりに努める。 など

#### 「保護者等に対して」

- 定期的に面談や家庭訪問をし、学校での様子を伝えるとともに、子どもの成長をキーワードに関わり方についての話をしながら、信頼関係を築く。
- 保護者を責めずに、受容的な話の聴き方をするよう努める。
- 保護者の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があることを伝え、示し方を間違えると、「しつけ」ではなく「虐待」になってしまうことを伝える。
- 保護者として子どもと上手に関わることができている点を積極的に評価する。
- 学校行事等での本人の頑張りを積極的に伝えるようにする。
- 情報の窓口を一本化する。
- 「地域子育て支援センター」など社会資源を紹介し、活用を促すようにする。
- 経済的に困窮しているようであれば、市町村の関係窓口への相談を勧める。 など

※ 通告したことで、保護者から苦情を言われた際、次の点に留意して対応する。

①必ず複数の教員で対応する。②学校園が通告したか否かを論点にしない、させない。（学校が通告したかどうかを尋ねられた際は、「子どもに心配な様子が見られた場合は、学校には法律で通告する義務が生じます。」等、状況に応じて対応する。）③保護者(通告された・疑われた)の思いを聴き、気持ちに理解を示す。④「お子さんの養育について、学校も共同責任がありますので、一緒に考えていきましょう。」というスタンスを崩さない。

#### 「関係機関との連携」

- ケース会議（校内ケース会議、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議）を通して、市町村や児童相談所等と情報交換し、情報共有に努める。
- 定期的に、又は状況の変化等に応じて市町村や児童相談所等と連絡を取り合い、支援方針や留意事項を共通理解しておく。
- 定期的に所轄警察署を訪問し、情報交換を行う。
- 姉の中学校と連絡を取り合い、情報交換を行う。 など

### 3 ふりかえろう